

# 高齢者憩いの広場 運営補助事業

令和7年4月作成

つくば市高齢福祉課 計画・施設係

## 高齢者憩いの広場とは

高齢者を中心とした地域の住民が気軽に通うことができ、高齢者の介護予防及び孤立化の防止のための地域憩いの場



高齢者の福祉の増進に資することを目的として、つくば市では運営補助事業を実施しております。

# 高齢者憩いの広場運営補助事業の対象となる要件

高齢者の生きがいづくり、社会的孤立感の解消等に寄与する市民の通いの場で次のいずれにも該当するもの。

- (1) 市内で開催すること。
- (2) 主な参加者が高齢者で、参加者を特定の者に限定していないこと。
- (3) 1回の開催につきおおむね5人以上の高齢者の参加があること。
- (4) 定期的に介護予防活動を実施すること。

## 運営補助事業の対象となる憩いの広場活動の例

- ▶ グラウンドゴルフ
- ▶ 卓球
- ▶ テニス
- ▶ バドミントン
- ▶ ボッチャ
- ▶ 社交ダンス
- ▶ 輪投げ
- ▶ カラオケ
- ▶ 民謡
- ▶ 囲碁
- ▶ 将棋
- ▶ 健康マーじゃん
- ▶ 手芸
- ▶ 押し花
- ▶ 俳句
- ▶ 朗読の会
- ▶ 映画鑑賞
- ▶ 音楽鑑賞
- ▶ お茶会
- ▶ 料理教室
- ▶ パソコン教室
- ▶ ボランティア活動

# 介護予防活動とは

- (1) 転倒骨折等の予防のためのストレッチ、バランス運動、筋力トレーニング等の運動機能の向上に資する活動
- (2) 口腔機能の低下の予防及び改善に資する体操、唾液腺マッサージ等の口腔機能の向上に資する活動
- (3) 脳の働きを維持及び改善する活動、生活習慣に関する学習等の認知機能低下の予防に資する活動
- (4) 低栄養状態の予防及び改善に資する知識、調理技術等を習得する活動

## 介護予防活動の例

- ▶ ウォーキング
- ▶ 健康体操
- ▶ バランス運動
- ▶ 筋力トレーニング
- ▶ ヨガ
- ▶ 口腔機能体操
- ▶ 指の体操
- ▶ コーラス
- ▶ ハンドベル
- ▶ 脳トレ
- ▶ 認知症勉強会
- ▶ 医療相談会
- ▶ 健康・栄養講座

## 補助金の対象となる団体

憩いの広場事業を行う団体で、次のいずれにも該当するもの。

- (1) 営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的としない団体
- (2) 規約、会則等を規定し、団体の活動目的を明示している団体
- (3) 市内に活動拠点があり、構成員が3人以上いる団体
- (4) 補助金の交付を受けようとする事業について、他の補助金の交付を受けない団体
- (5) 団体活動を5年以上継続して実施できる団体

## 補助金の種類

### (1) 高齢者憩いの広場活動準備費補助金 **(初年度 1 回限り)**

高齢者憩いの広場活動費補助金（以下「活動費補助金」という。）の  
交付の対象となる憩いの広場活動を開始するための準備費の補助

### (2) 高齢者憩いの広場活動費補助金 **(年度ごとに申請)**

高齢者憩いの広場活動費補助金（以下「活動費補助金」という。）の  
交付の対象となる憩いの広場活動の運営を補助するためのもの

※初年度は、(1)(2)を重複して申請可能

**各補助金については、活動の頻度等により、補助金額が異なります**

# 憩いの広場の種類

## (1) 週1型高齢者憩いの広場事業

- ① 事業を1週間に1日程度開催し、1年間で概ね45日開催すること
- ② 事業の開催時間が1日当たり2時間以上であること
- ③ 介護予防活動を毎月1回以上実施すること（1回あたり1時間以上）

## (2) 週2型高齢者憩いの広場事業

- ① 事業を1週間に2日程度開催し、1年間で概ね90日開催すること
- ② 事業の開催時間が1日当たり2時間以上又は週4時間以上であること
- ③ 介護予防活動を毎月1回以上実施すること（1回あたり1時間以上）

## (3) 週3型高齢者憩いの広場事業

- ① 事業を1週間に3日程度開催し、1年で概ね135日開催すること
- ② 事業の開催時間が1日当たり3時間以上又は週9時間以上であること
- ③ 介護予防活動を毎月2回以上実施すること（1回あたり1時間以上）

## 活動準備費補助金（初年度1回限り）

事業区分	補助金の上限額	対象経費
週1型	5万円/年	需用費（食糧費を除く。）、 役務費、備品購入費
週2型	15万円/年	需用費（食糧費を除く。）、 役務費、備品購入費（単価10万円 以上の備品購入費を除く。）
週3型	30万円/年	需用費（食糧費を除く。）、 役務費、備品購入費（単価10万円 以上の備品購入費を除く。）

## 活動費補助金（年度ごとに申請）

事業区分	補助金の上限額	対象経費
週1型	10万円/年	報償費、需用費（食糧費を除く。）、 役務費、使用料及び賃借料、備品購入費 （単価10万円以上の備品購入費を除く。）
週2型	15万円/年	報償費、需用費（食糧費を除く。）、 役務費、使用料及び賃借料、備品購入費 （単価10万円以上の備品購入費を除く。）
週3型	30万円/年	報償費、需用費（食糧費を除く。）、 役務費、使用料及び賃借料、備品購入費 （単価10万円以上の備品購入費を除く。）

## 活動費補助金 補助金額の注意点

活動費補助金は、活動の開始時期が年度の途中のときは、活動期間ごとにそれぞれ定める支給割合に応じて算出した額を限度として支給。

6月を超える活動期間	3月を超え6月以下の活動期間
100%	50%

例) 週3型で令和7年12月1日から活動開始する場合(活動期間4カ月間)

$$\begin{array}{l} \text{[週3型の活動費補助金]} \quad \text{[活動期間ごとの支給割合]} \quad \text{[補助金額]} \\ 30\text{万円} \quad \times \quad 50\% \quad = \quad 15\text{万円} \end{array}$$

# 申請手続きについて

## 申請時期

- ▶ 年度途中で開始する際の申請書等の提出期限は、当該年度の12月28日までの日で、かつ、事業着手予定日の14日前までに申請書等を提出

申請をお考えの場合は、事前に高齢福祉課担当者まで御相談ください

## 申請書類

- (1) 交付申請書
- (2) 団体概要
- (3) 会員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 団体の規約、会則等
- (7) 購入備品等の見積書、カタログ等
- (8) 賃貸借契約書の写し(高齢者憩いの広場の開催場所を賃借する場合)
- (9) 高齢者憩いの広場運営補助事業チェックリスト
- (10) 活動場所の地図

様式等はつくば市のHPに掲載されております。  
ご不明な点がございましたら、  
つくば市高齢福祉課までご相談ください。

## 毎月の報告

様式等はつくば市のHPに掲載されております。  
ご不明な点がございましたら、  
つくば市高齢福祉課までご相談ください。

- (1) つくば市高齢者憩いの広場活動状況報告書
- (2) 高齢者憩いの広場開催記録簿
- (3) 翌月の活動予定表

## 報告時期

毎月実施した活動について、翌月10日までに報告

例) 4月分の実績報告→5月10日提出

# 実績報告

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し

様式等はつくば市のHPに掲載されております。  
ご不明な点がございましたら、  
つくば市高齢福祉課までご相談ください。

## 報告時期

年度末

※時期が近くなりましたら、詳細について御案内します。